

# 教育民生常任委員会

平成31年3月18日（月）



## 教育民生常任委員会

定例会名 平成31年第1回定例会  
招集日時 平成31年3月18日(月) 午前10時00分  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	須藤京子
副委員 長	藤田尚美
委員	鈴木かずみ
〃	石原幸雄
〃	柳井哲也
〃	板倉香
〃	山本伸子

欠席委員 なし

出席説明員

市 長	根本洋治
教 育 長	染谷郁夫
保健福祉部長	川上秀知
教 育 部 長	川井 聡
教育委員会次長	杉本和也
教育委員会次長	飯野喜行
教育総務課長	川真田英行
指 導 課 長	豊嶋正臣
放課後対策課長	吉田茂男
文化芸術課長	手賀幸雄
生涯学習課長	中野祐則
スポーツ推進課長	齋藤 勇
国体推進課長	横田武史
中央図書館長	関 達彦
保険福祉部次長	藤田幸男
保健福祉部次長	小川茂生
社会福祉課長	糸賀 修
こども家庭課長	結 束 千恵子

保 育 課 長	中 山 智 恵 子
高 齢 福 祉 課 長	川 真 田 智 子
健 康 づ くり 推 進 課 長	内 藤 雪 枝
医 療 年 金 課 長	石 塚 史 人

議 会 事 務 局 出 席 者

書	記	大 野 恵 子
書	記	中 根 敏 美

## 平成31年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 教育民生常任委員会

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第 6号 | 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について         |
| 議案第 7号 | 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 議案第 8号 | 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について                      |
| 議案第 9号 | 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第10号 | 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）<br>別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ       |
| 議案第11号 | 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）                        |
| 議案第13号 | 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）                       |
| 議案第24号 | 損害賠償の額を定めることについて                                      |
| 請願第 2号 | 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願                          |

午前9時56分開会

○須藤委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

教育総務課学校建設対策監より、欠席の届け出がありました。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として、大野君、中根君が出席しております。

本日、委員会に付託されました案件は、

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第11号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第24号 損害賠償の額を定めることについて

請願第 2号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願

以上9件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第6号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について提案者の説明を求めます。放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 おはようございます。放課後対策課吉田でございます。よろしくお願いたします。

議案第6号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本件は、現行の条例で月額3,000円となっている学校運営協議会委員への報酬について、月額1万2,000円に改正しようとするものであります。これは、現行の条例では学校運営協議会への出席を前提として月額報酬となっているものを、報酬の対象を会議に限らず年間を通し

た活動に拡大する趣旨で必要な改正を行うものです。これにより、学校運営協議会委員の活動を年間を通じた活動に拡大することができると考えております。

なお、施行期日は平成31年4月1日を予定しております。以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第6号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認させていただきます。

改正によって会計上のメリットはどのようになるのか、御説明を求めます。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

会計上のメリットというのは全額の年間の報酬の予算額だと思いますが、今の想定では1回3,000円とした場合を年額1万2,000円にした場合におきましても、同じように年4回程度の開催が見込まれることから、増減等の変更はないものと考えております。以上でございます。

○須藤委員長 ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 財政的には同じということなのですが、学校運営協議会委員について若干お尋ねしてもよろしいでしょうか、委員長。

○須藤委員長 どうぞ。

○鈴木委員 学校運営協議会委員の対象の学校ですね。全校であるのか、その辺について。そして、各学校に20名以内というような規則ではあるんですが、どのような状況になっているかどうか。また、活動の状況とか、今後についてお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

学校運営協議会はコミュニティースクールを運用するための委員でございますが、現在13校小中学校のうち、5校がコミュニティースクールになっております。残り8校につきましても今年度末の3月の教育委員会定例会への議案の上程を予定しておりまして、4月1日より市内13校全ての学校でコミュニティースクールになる予定でおります。全ての学校で学校運営協議会委員が設置されるということになります。

そういった中で20名以内という人員ですが、学校によりましては12名程度から20名までの大体範囲で今のところ設置の学校長への内申が出ている状況でございます。人数等におきましては、20人以内ということで、何人が適正かということをきちんと決めているわけではございません。

そういった中で、今後まさに地域に開かれた教育課程というものを実現していくために、学校運営協議会では、地域との連携・協働活動を継続的に実施することを議題とするようなものを協議され、学校、地域の皆さんからの学校への支援を促進するような仕組みとなっております。以上でございます。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第6号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第7号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 おはようございます。医療年金課の石塚です。よろしく申し上げます。

第7号の牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

内容といたしましては、茨城県が医療福祉費支給制度、いわゆるマル福なのですが、その重度心身障害者の支給対象を拡大することに応じて改正する内容となっております。具体的には、支給対象となる重度心身障害者に精神保健福祉手帳の1級をお持ちの方を追加するものです。この改正による効果といたしましては、1月8日現在で精神保健福祉手帳1級を保持している方が54名いらっしゃいまして、このうち37名は既に別の認定要件であります身体障害者手帳あるいは障害年金1級で該当となっておりますので、残りの17名が新たにマル福の助成を受けられることになる改正となります。

施行は4月1日となります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1級が54名ということで今お話がありましたが、関連で他の級がそれぞれどのぐらいいるのかということが現時点でわかっていればお示しを願いたいと存じます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えいたします。

済みません。精神の2級につきましてはちょっと今把握していないんですが、牛久市の中で身体障害者手帳1級、2級あるいは内部障害の3級、お持ちの方が1月8日時点で1,022名で、療育手帳、こちらは知的障害なのですが、こちらをお持ちの方が109名。あと、障害年金1級、こちらが79名となっております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 各級別の人数について、後ほどで結構ですから、データとしてお示しをいただければ幸いです。

○須藤委員長 保健福祉部次長。

○小川保健福祉部次長 石原委員の精神障害者保健福祉手帳の交付者数、現在わかるところでお答えしたいと思います。

平成30年の3月31日現在の数字でございます。2級につきましては301名、3級につきましては156名となっております。以上でございます。

○須藤委員長 石原委員にお尋ねいたします。その他の照会についても先ほどちょっと言及されていたので、この件も資料として提出を求めますか、それとも今の答弁でよろしいですか。

(「資料として」の声あり) 資料としてということですので、手帳等を保持している人数でよろしいですか。(「はい」の声あり) 各級、これは医療年金課ではなくて社会福祉課になるんだろ

うと思うんですけども、後日、手帳保持者について各級別に資料提供をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○須藤委員長** 以上で、議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第8号牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について、提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

**○糸賀社会福祉課長** おはようございます。社会福祉課糸賀です。よろしくお願いいたします。

議案第8号牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正によりまして、災害援護資金の貸付利率について年3%以内で条例で定める率と規定されたことから、東日本大震災におきます特例措置と合わせ年1.5%に貸付利率を改めるとともに、同法施行令の改正に伴いまして引用条項の整理、保証人の有無等に応じた利子の付与及び償還方法に月賦償還を追加する改正となっております。

なお、施行日につきましては平成31年4月1日となります。以上でございます。

**○須藤委員長** これより、議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

**○石原委員** 1.5%という利率なんですけど、その決定した根拠は何であるのかをお示しを願えれば幸いです。

**○須藤委員長** 社会福祉課長。

**○糸賀社会福祉課長** 石原委員の御質問にお答えします。

利率の根拠でございますが、東日本大震災、3.11の東日本大震災でございますが、その特例措置で設けられた利率と合わせたものでございます。以上でございます。

**○須藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○須藤委員長** 以上で、議案第8号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第9号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

**○川真田高齢福祉課長** おはようございます。高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第9号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、国の基準に基づき、地域密着型のデイサービスに関する基本方針などを定めておりますが、平成29年の介護保険法の改正の中で、障害者が65歳になっても使いなれた事業所に

において引き続きサービスを利用できる共生型サービスという新たな指定が創設されたため、改正するものです。共生型サービスの対象サービスは、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイで、介護保険と障害福祉の両方に共生型サービスが位置づけられております。このうち、介護保険のデイサービスには、本条例であります地域密着型サービスという牛久市民のみを対象とした1日18人以下のデイサービスがあり、このサービスを提供する事業所は市が指定しているため、今回の条例の改正となります。この条例の具体的な改正内容としては、第2条の定義の中に共生型地域密着型サービスという用語を加え、その基準等についても所要の改正を行うものです。

施行日は平成31年4月1日となります。以上となります。

○須藤委員長 これより、議案第9号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 共生型の地域密着型サービスということなんですけれども、これまでの介護保険と障害者自立支援法との関係ですね、その辺についてお伺いしたいと思いますが、まずこの改正の背景、どういうことからなったのかということ。

それから、共生型そのものについての説明をお願いしたいと思います。

それと、介護保険制度と今言いました障害者自立支援法との関係ですね。介護保険制度の地域密着型サービスの中に障害児、障害者を組み込む改正であるということなのかどうか、その辺について確認をしたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず、改正の背景についてお答えいたします。これまでの介護保険優先の原則というものがあるんですが、その中では障害者が65歳になって介護保険の被保険者となったときに、使いなれた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあるということです。また、介護、障害福祉の現場で働く人材不足が懸念される中、地域の現状や利用者のニーズに合った支援体制の構築ができるよう、介護保険の事業所と障害福祉の事業所の両方に共生型サービスという新たな指定の制度、こちらは指定の特例ということになるんですけれども、その制度が設けられたということになります。

次に、介護保険制度と障害者総合支援法との関係についてなんですけれども、こちらはそれぞれの組み合わせということによろしいのかと思うんですけれども、まず、介護保険で言う訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスは、障害福祉で言う居宅介護と重度訪問介護で、介護保険と障害福祉それぞれの事業所が共生型サービスの指定を受けることができます。次に、介護保険法で言う通所介護、地域密着型通所介護、いわゆるデイサービスも、障害福祉及び児童福祉で言う生活介護、自立訓練、児童発達支援・放課後等デイサービスで、それぞれの事業所が共生型サービスの指定を受けることができます。最後に、介護保険で言う短期入所生活介護、いわゆるショートステイは、障害福祉で言う短期入所で、それぞれの事業所が共生型サービスの指定を受けることができます。事業所が受けるかどうかをこちらは判断するということになってまいります。

次に、障害児者を組み込むような改正なのかという御質問になります。先ほどもちょっとお話ししましたが、介護保険と障害福祉の事業所みずからの判断で指定を受けるかどうかを判断することになります。指定を受けたいと希望した場合は、どちらの事業所も、障害の場合は茨城県に届けることになります。このうち、今回の改正である介護保険制度の地域密着型通所介護、つまり地域密着型のデイサービスだけが市の指定となり、この指定を受けているデイサービス事業所が障害児者のデイサービスも行いたいと希望した場合は市に届け出をすることになります。以上となります。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、これまでの介護保険制度の中で障害者を受け入れる、受け入れる対象のところ、デイサービスで受け入れる場合、それと障害者の中で65歳以上の方が障害者の施設の中でいらっしゃる。それはそのまま共生型という制度のもとにそこに居続けることができるということなのかどうか、そこのところ再度確認したいと思います。

それと、具体的に牛久市内でどういう施設が対象となるのかということなんですが、何カ所ぐらいその対象になるところがあるのかどうか伺いたいと思います。

また、市内の該当するその介護施設において、他の施設もあるわけなんで、それは県のほうの認定でどういうことが行われるということなんですけれども、そのすみ分けですね。何かよくわからないんですけれども、市内の施設全体でそういうのが何カ所あって、県が指導する施設が何カ所あって、市が指導する施設は何カ所なのかということについて伺いたいと思います。

それと、ちょっと危惧するところは、やはり高齢者を対象とした地域密着型サービスに共生型ということで、障害者、障害児を入れての事業となると、現場で専門が違うので職員の確保とか、いろいろ困難な状態が生まれる場合もあるのではないかというふうに思われるんですが、その点についてはどうなのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 鈴木委員の数点の御質問に一括した形でお答えしたいと思います。

まず、本条例の改正で、市内の施設は7カ所、地域密着型のデイサービス事業所は7カ所ということになります。18人以下の牛久市民だけの小さな規模のデイサービス事業所が本条例の改正になってきます。

すみ分けに関しては、地域密着型ということで小さい範囲になるんですけども、それ以外は広域型ということで、広域型は全て県の指定になるんですけども、広域型の介護保険制度における事業所は、ホームヘルプサービスの事業所が16カ所、デイサービス事業所は20カ所、ショートステイの事業所は7カ所、合計43カ所がこちらは県の指定となります。障害の施設も幾つかあると思うんですけども、こちらも全て県の指定ということになってきます。地域密着型については、もちろん市の指定になるので、現在も市で実地検査等しておりますが、市の責任のもと指導をしていくようになってまいります。

それと、高齢者を対象とした事業所に児童が入ってくるという内容になるので、やはり現在、同じ空間、同じ時間帯で高齢者とお子さんが一緒に過ごすというふうになるので、利用者同士が

すごくよい刺激になるというメリットもあるとは言われておりますが、一方、安全面の配慮や専門性、職員の専門性の違いなどが働く職員の負担にすくなってしまうというような懸念もあるということで、メリット、デメリット、それぞれあると思われまます。このため、現在の茨城県においても、この共生型の指定を受けたところは、ホームヘルプサービスの事業所が1カ所、デイサービスの事業所が1カ所であると聞いております。以上となります。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 それでは、障害のほうの市内の施設でございますが、居宅介護のサービスは7カ所、重度訪問介護につきましては5カ所、生活介護につきましては7カ所、自立訓練につきましては4カ所、児童発達支援につきましては4カ所、放課後等デイサービスにつきましては8カ所、短期入所につきましては8カ所が指定を受けて行っております。以上でございます。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。1点だけ。財源がどういう形ですみ分けられるのかということなんですけれども、介護保険施設に入った障害者については介護保険制度のほうから出るのかどうか、その辺について伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 委員の再度の御質問にお答えします。

大変わかりにくい制度であると思えます。確かに地域密着型の指定は牛久市になるんですが、その地域密着型で共生型の障害児を受け入れるものをつくったときには、その報酬は障害福祉のほうで払うようになります。別々に報酬が算定されているので、その逆、障害者の施設でも共生型の事業所をやるとなると、今度はそちらは介護のほうの報酬で払うようになるという、ちょっと複雑な制度になっております。以上となります。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第9号についての質疑及び意見を終結いたします。

それでは、次に、議案第10号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第10号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 おはようございます。教育総務課川真田です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、議案第10号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育総務課所管部分について御説明申し上げます。

まず、4ページ、一番上の第2表継続費補正になります。こちらについては、ひたち野うしく中学校建設工事について、設計の見直し及び入札等において当初見込みより圧縮できたことによる継続費の減額になります。

次に、23ページ、上から2つ目の表になります。0103小学校のパソコンを管理する、691万7,000円の減額。こちらについては、小学校でのタブレットパソコン等の導入におい

て入札差金の減額になります。

その下、1つあけて、幼稚園費の表になります。0107第一幼稚園を建設する、1,502万4,000円の減額になります。こちらは第一幼稚園の建設事業において入札差金等の減額になります。以上です。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 放課後対策課吉田です。

議案第10号平成30年度牛久市一般会計補正予算(第5号)のうち、放課後対策課所管の内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入であります。8ページ、9ページをごらんください。

款12分担金及び負担金項1負担金目2教育費負担金節4社会教育費負担金の放課後児童健全育成事業負担金及び放課後子ども教室参加負担金は、負担金納入対象者の見込みが当初より減になったことによる減額補正であります。

また、同ページの款14国庫支出金項2国庫補助金目6教育費国庫補助金節4社会福祉費補助金の子ども・子育て交付金は、決算見込みによる補助対象経費の増による増額補正であります。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

款15県支出金項2県補助金目5教育費県補助金節3社会教育費補助金の子ども・子育て交付金は、国庫補助金同様、決算見込みによる補助対象経費の増による増額補正でありまして、放課後子ども教室推進事業費補助金の減は、小学生対象の放課後カップ塾や中根小での放課後子ども教室の運営経費の減に伴う補助対象経費の減による減額補正であります。

なお、同ページ下段の款20諸収入の中で、損害賠償補償金及び児童クラブの間食費、消耗品の補正につきましては、歳出予算との関連の中で御説明いたします。

続きまして、歳出予算についてであります。

22、23ページをごらんください。

下段になります。款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0132児童クラブを運営するの報酬の増額及び人材派遣委託料の減額は、放課後児童支援員の確保につきまして決算見込みによる過不足を補正するものであります。

需用費の減額は、児童クラブで提供するおやつ代について、対象児童数の減少等による減額補正になります。

なお、おやつ代につきましては、保護者からの負担をいただいておりますので、同様の額を歳入のほうで減額しております。

また、補償補填及び賠償金の賠償金の増額ですが、こちらは本議会におきまして別に上程させていただいております損害賠償の額を定めることについての平成28年の牛久二小児童クラブにおける事故の賠償金の計上でありまして、これも同額を歳入として計上してございます。

続きまして、同ページ0136の放課後子ども教室を運営するの委託料の減額は、中根小における放課後子ども教室の運営委託費につきまして請負差金を減額補正するものであります。以上でございます。

○須藤委員長 生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 生涯学習課中野です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算のうち、生涯学習課所管の補正につきまして御説明いたします。

初めに、歳入についてです。

補正予算書、10ページ、11ページをごらんください。

下から2段目、款20諸収入項5雑入目4雑入、真ん中辺に、受講費、材料費のうちの生涯学習講座参加費ですが、講座回数の減によりまして130万円の減額補正をするものでございます。

続いて歳出ですが、補正予算書、22ページ、23ページをごらんください。

下から2段目、款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0114生涯学習講座を開催する。講座回数の減によりまして講師謝礼、消耗品、施設使用料などの減額に伴いまして、215万9,000円を減額補正するものでございます。以上です。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

スポーツ推進課所管の補正予算について説明いたします。

補正予算書、4ページ上段をごらんください。

第3表繰越明許費補正、款10教育費項6保健体育費、事業名牛久運動公園屋外トイレを改修する（国庫事業分）3,506万6,000円につきましては、国土交通省から社会資本整備総合交付金の交付内示を受けたため、平成31年度へ繰り越し、改修工事を実施するものでございます。

続きまして、22ページ、23ページの下段、款10教育費項6保健体育費目2体育施設費0102牛久運動公園を維持管理する、500万円の減額につきましては、運動公園50メートルプールの屋根が老朽化し、鉄骨のさびが落下していて危険なため使用を停止したことに伴い、上水道料と下水道料について執行残額が生じたことによる減額でございます。

続きまして、次のページ、24ページ、25ページ上段、款10教育費項6保健体育費目2体育施設費0116牛久運動公園屋外トイレを改修する（国庫補助事業分）3,506万6,000円につきましては、国体、空手道、軟式野球競技開催に合わせ、牛久運動公園屋外トイレ3カ所、具体的には野球場とテニスコートの間のトイレ、多目的広場と子供プールの間のトイレ、体育館北側第3駐車場奥あずまや脇のトイレ、計3カ所を改修する工事費の計上でございます。工事内容としては、洋式便器化、ブースの拡張、手洗い栓など衛生設備の更新、照明のLED化、バリアフリー化などでございます。スポーツ推進課所管分は以上です。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 社会福祉課糸賀です。

社会福祉課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

16ページ、17ページをごらんください。

款3項3目2の0101生活扶助費を支給するにつきましては、平成29年度の国庫負担金の精算額確定に伴います国庫返還金の増額補正でございます。以上でございます。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 こども家庭課結束です。よろしくお願いいたします。

こども家庭課所管の補正の内容について御説明をいたします。

16ページ、17ページ、中段をごらんください。

款3項2目1の0106児童扶養手当を支給する、0115ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金等を支給する、款3項2目2の0102児童手当を支給する、この3事業につきましては、決算見込みによります不用額の減額補正となります。これに伴いまして、歳入も減額としております。以上でございます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 保育課中山です。よろしくお願いいたします。

保育課所管の補正予算について御説明いたします。まず、歳出の主な項目のみ説明いたします。補正予算書、16、17ページをごらんください。

中段、款3民生費項2児童福祉費目3保育園費0106民間保育園の運営を支援する、19負担金補助及び交付金、負担金民間保育園運営費負担金につきましては、私立保育園等に支払う運営費を算出する基準単価の改正と、入園実績、運営費の加算見込みに基づき算定し、過不足を補正するものです。

また、補助金3件の減額及び次の事務事業、0109民間保育園の建設を支援するの仮称せいかい保育園建設費補助金の減額につきましては、執行見込みによる減額です。

また、22、23ページをお開きください。

上から4段目、款10教育費項4幼稚園費目1幼稚園費0105幼稚園の就園を奨励する事業の2つの補助金及び0108認定こども園の建設を支援するの補助金につきましても、執行見込みによる減額となります。これにより、歳入予算の補正につきましては、歳出予算の補正に伴う補正となっております。以上です。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○内藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課内藤です。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、主なものといたしまして、歳入の増額補正になります。

9ページをごらんください。

上から4枠目の2段目、保健衛生費負担金で22万1,000円の増額となっております。こちらにつきましては、29年度未熟児養育医療給付金の過年度清算金、追加交付になります。

続きまして、歳出になります。

16ページ、17ページ、一番下の枠をごらんください。

予防費1,749万8,000円の減額補正となっております。内容といたしましては、0103胸部・胃・大腸・前立腺の検診を実施する、290万2,000円の減額。乳がん・子宮がん検診を実施する、259万8,000円の減額となっております。こちらは、いずれも委託料の不用額となっております。

次に、18、19ページをごらんください。

一番上段になります。0108予防接種を実施する、1,199万8,000円の減額となっております。内容といたしましては、需用費の予防接種ワクチン購入分の減額となっております。予防接種の接種者数は出生数の減少により減少しておりますので、その分の不用額となっております。

次に、母子衛生費866万5,000円の減額補正となっております。0102妊産婦と乳児に医療機関健診を実施するの内容ですが、妊婦健康診査の委託料の減額です。こちらにつきましても、妊娠届け出者数が少なくなっておりますので、その分の不用額となっております。以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚です。

当課所管の補正につきましては、歳入歳出ともに年間の見込みによる全て減額補正となります。

歳入の項目といたしまして、9ページの一番下の表中、社会福祉費負担金の療養給付費負担金。次のページ、11ページの上から2番目の表中、一番上の医療福祉費等補助金。それから、一番下から2番目の一番上の段、高額療養費返納金。こちらは全て歳入のほうで減額補正となっております。

次に、15ページのほうをごらんください。

歳出のほうの減額項目になります。

一番下の表ですね、国民健康保険事業と後期高齢者医療の特別会計への繰出金。次のページ、17ページの上の表ですね、医療福祉費支給制度、県と共同、市と単独とも、全て減額補正となります。以上です。

○須藤委員長 これより議案第10号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 減額補正がほとんどなんですけれども、その中でちょっと数点お伺いしたいと思います。

17ページのところの民間保育園の建設を支援するで、仮称せいけい保育園の補助金ということなんです、これと、それから23ページのところの認定こども園の仮称フレンドこども園建設ですね。この2園については4月から開設ということなのかと思うんですが、募集状況、応募状況等についてお伺いをいたします。

それから、児童クラブを運営するのところで、3月末ということで現状での児童数、それから支援者数、そして状況等についてお伺いをいたします。

最後に、25ページのところの牛久運動公園の屋外のトイレの改修なんです、3カ所について、完成時期についてお伺いをいたします。以上です。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、鈴木委員の保育施設の整備に関する現在の募集状況につきましてお答えいたします。

申しわけありません。せいけい保育園の内定数の、済みません。内定数について、ちょっと今手元にありませんので、後で御連絡いたします。

フレンド幼稚園につきましては、保育のほうが利用定員が78のところ45名、教育のほうが165のところ122名という状況になっております。以上でございます。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 児童クラブの今現在の児童数及び支援員数ということの御質問ですので、お答えいたします。

児童数は、確定ではないんですが、当初は1,350名前後のお子さんがいらっしゃるんですが、夏休み明けとか、だんだん少なくなってございまして、1,250名程度の児童を今お預かりしている状況です。

支援員につきましても、当初127名の予算でスタートしておりますが、御案内のとおりなかなか支援員が集まらない状況があり、人材派遣委託を活用しながら支援員を今確保している状態で、支援員としては115名程度、派遣の支援員を6名程度、120から121名の体制で1月以降運営しているような状況でございます。以上でございます。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課です。

運動公園屋外トイレの完成時期でございますが、年明け、4月以降早々に入札、契約を行いまして、国体が開催される9月の下旬までに野球場側と多目的広場側を完成させたいと思っております。優先順としてはそういった形になりますが、できるだけ早く竣工を迎えたいと思っております。最悪国体に間に合わないとしても、第3駐車場の奥のあずまやのほうを3番目にやる予定でおりますので、最悪間に合わない場合でも第3駐車場奥のあずまやだけになります。それ以外は国体までに間に合うように進めていきたいと思っております。以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。山本委員。

○山本委員 済みません。山本です。よろしくお願ひいたします。

何点かあるんですが、まず、17ページのひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金、これなんですけれども、今回何名、今年度何名給付を受けて、そのうち、これは母子だけじゃなくて父子もあると思うんですが、お母さん、お父さん、その内訳を教えてください。あと、職業もこれは幾つかあると思うのですが、そこら辺もお聞きしたいと思っております。

あと、23ページの児童クラブのところなんですが、需用費のおやつ代ですね。これは支援員分が差額ということで話なんです、今回おやつは共同購入になったと思うんですが、これは現場の支援員の方の負担を取り除くということで共同で買うというふうなお話を聞いたと思うんですが、そこら辺どのように改善されたのか、今の状況、どういう形で共同購入されているのかということ、実際支援員の負担は減っているのかということを確認したいと思っております。

それから、放課後子ども教室ですね。これは中根小でモデル事業ということで今年度行って、来年度は予算が上がっていませんでしたので、今年度で最後、終了ということになるんですが、これの評価というんですかね、1年間やってみた評価をお聞きしたいと思っております。

あと、保育園なんですけれども、きょうの茨城新聞には待機児童が今県南では牛久市90人と出ていたんですけれども、これが保育士確保の分で不足しているのか、もしくは保育所の整備が追いついていないのか、何歳児が何人というところ、わかればお願いしたいと思います。以上、3点です。

○須藤委員長　こども家庭課長。

○結束こども家庭課長　それでは、山本委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ひとり親家庭についての現在の受給者数でございますけれども、正看護師2名、准看護師1名ということで、現在、合計3名の方が受給されていらっしゃいます。

あと、父と母の内訳ということでございますけれども、いずれもこの3名につきましては母親でございます。

職業の内訳というのは、先ほど申しました、正看護師、准看護師となっております。以上でございます。

○須藤委員長　放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長　山本委員の御質問にお答えいたします。

まず、児童クラブのおやつ提供に関する改善の件でございますが、平成28年までは現場の支援員がお金を徴収し、そして現場でそのお金からおやつを買ってきて提供するというところを実施しておりました。29年より公会計にしまして、市のほうでお金を預かり、そして市のほうで発注して、逆に言いますと、業者さんが児童クラブのほうにおやつを配達していただくという形にしておりますので、支援員としましてはそういったおやつの確保のための事務がなくなり、その時間、より子供と向き合う時間がふえているというふうに考えております。

また、中根子ども教室における評価というお話でございますが、中根小のこの子ども教室につきましては、児童クラブの部屋がなかなか確保できない平成30年度におきまして、モデル事業的な意味合いを持ちまして実施させていただきました。結果的には20名程度の方が教室には参加していただいたんですけれども、予想よりは少し少なかったというふうに考えております。それは、負担金として、一応お金をやはり無料ではなくとったということもございますので、人数的にはその程度だったのかなと思っております。内容につきましては、児童クラブと共同の子ども教室を実施する等によりまして、非常に放課後の活動としては豊かなものがあったと思っております。

ただ、一義的にはまずは児童クラブということを優先して事業のほうは実施していきたいと思っております。来年度におきましては、第一幼稚園が中根小学校から出るというようなことで児童クラブのスペースが十分確保できるということで、今回事業は中止ということになっております。以上でございます。

○須藤委員長　保育課長。

○中山保育課長　それでは、山本委員の待機児童数についてお答えいたします。

今新聞のほうで公表されている待機児童は平成30年10月1日現在の数字でして、総数で90名となっております。その内訳ですけれども、まず、0歳児、保育士不足が23名、施設不足

が6名で合計29名。1歳児、保育士不足15名、施設不足15名の30名。2歳児、保育士不足5名、施設不足26名の31名。合計90名となっております、3・4・5歳児につきましては、現在おりませんという状況です。以上となります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

それじゃあ、ひとり親家庭なんですからけれども、今これは市のほうが対象にしている職業、幾つか載っているんですけれども、これはいつからこういう職業、対象資格が絞られているのか。ほかの自治体ではもっと広く対象の職業があるところも見受けられるので、この職業に対象資格を絞っているところの要因というんですかね、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、放課後子ども教室がなくなったということで、国のほうでは働いていない親も働いている親も一緒に見るという、そういう子ども教室というのは、もう今後牛久市のほうでは考えていかなくなるのか、そこら辺のほうを確認したいと思います。

あと、今の保育士不足、それから施設不足ということですが、これは4月以降、予算でも小規模が今度つくられるということもありますし、施設がどれだけふえることで解消するのかという見込みがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 山本委員の再質問にお答えいたします。

子ども教室の今後の考え方ということでございますが、実はカップ塾が小学校におきまして4年生から6年生を対象に無料で実施しておりますが、これもある意味では放課後子ども教室の一つの形だと思っております。国の子ども教室の補助金を受けて実施させていただいております。今のところは1年生から6年生まで対象とした児童クラブ、それから、高学年、4年生以上を対象としたカップ塾の子ども教室という形で進んでいきたいと考えております。以上でございます。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 それでは、山本委員の御質問にお答えしたいと思います。

対象資格をいつからということでございますけれども、こちらの制度は平成26年度から実施要綱に基づきまして実施している事業でございます、当初の支給対象者というところで要綱の中に定めております5つの職業を挙げてございます。看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その5つのほかに、この前号に、今申し上げましたそれらの支給対象資格のほかに、市長が特に適当と認める資格ということで記載してございます。ということでございますので、牛久市におきましては、市長が特に適当と認める資格というものは国の要綱に準じて行っておりまして、市において独自に職業を指定するものではございませんが、広く国が要綱において定めているものについて対象としておるものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、山本委員の再度の御質問にお答えいたします。

待機児童の解消の見込みということですが、本年4月入園の2次の利用調整の結果におきましては待機児童数が17人という状況で、昨年同期の待機児童数68人と比較しますと、5

1人減っている状況です。この17人が全員1歳児ということで、今年度、低年齢児を中心とした小規模を整備することによって解消する効果はあるかと思っております。

いつごろ解消するかということにつきましては、今年度10月に幼児教育の無償化というのが予定されておまして、そちらの影響がどのくらいあるのか、そちらがちょっと見込めないところでもありますので、ちょっとそちらについては現在出ていないような状況となっております。以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。次に、石原委員。

○石原委員 今も同僚委員のほうから出たんですけれども、保育士の件でございますけれども、保育士確保のための処遇の改善等について、これについて牛久市の考え方、基本的な考え方を改めて確認をしておきたいと思えます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 牛久市の処遇改善の考え方でありまして、本来であれば保育士の給与は雇用者のほうで対応すべきものであると思えますけれども、現在の処遇、待機児童が多い状況におきましては、ある程度行政的な関与も必要ではないかということで、市単独で補助を行わせていただいております。以上となります。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 これは政治的な決断も必要になってくるかと思いますが、現在補助している金額について、市長、今後見直すというか、拡充というか、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○須藤委員長 市長。

○根本市長 金銭的なものは今のところは考えておりません。

ただ、施設に関しては、今のけいせい幼稚園とかいろいろ、フレンド幼稚園とかございまして、なるべくそういうことに促して、そういう施設での待機児童をなくすような状況、募集人員。

それから、保育士をどのようにして人を多く集めていただく、やはりこの先は恐らくその園の経営の仕方なのかな。牛久でも同じようなことで、非常に保育士さんが集まっている場所と集まっていない場所、はっきりしています。ですから、やはりこれからはそういうことがないような、経営まで突っ込むというのはなかなか難しいところではありますが、ただ私たちは補助をしておりますので、そこをしっかりとその園に対しての指導的な物の言い方もこれからは必要になってくるのかなと思っております。

○須藤委員長 ほかに、柳井委員。

○柳井委員 もう一度確認のための質問なんですけれども、牛久運動公園の屋外トイレの改修のことなんです、3カ所やるということなんです、これは国体をせっかくやるんですから、お客さん、特別に来る人のために、全てそれまでに終わらせておくというあれはないんですか、特別には。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 今の御質問にお答えいたします。

急いでやるんですけれども、もし間に合わない場合を考慮しまして優先順位をつけて、まず野

球場と多目的広場を優先的にやって、最終的に第3駐車場奥のあずまやのトイレにかかるということで、できるだけ国体前に終えたいと思いますので、よろしく御理解をお願いします。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第10号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第11号平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第11号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚です。

議案第11号平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ2億486万1,000円を減額するものとなっております。

まず、歳入のほうから、6ページ、7ページをごらんください。

内訳としまして、県支出金では、保険給付費の財源となります交付金が1億8,450万円の減額。

繰入金では、事務費分、出産育児一時金分、その他分、合わせまして2,036万1,000円の減額となります。

次に、歳出のほうで、8ページ、9ページをごらんください。

歳出の主なものとして、一番上の表中ですね、0103被保険者証を交付する。こちらでは、被保険者の年度更新時期が都道府県化に伴いまして3月から7月に変更となったことによりまして、ことし3月の更新時の郵送費用が不用となったために、463万8,000円を減額するものとなっております。

次に、款2保険給付費では、項1療養諸費と項2の高額療養費を合わせまして1億8,450万円の減額。項4の出産育児一時金では1,260万円の減額。項5の葬祭費も100万円の減額となります。国保関係の補正につきましては、以上となっております。

○須藤委員長 これより、議案第11号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認をしておきたいと思います。

歳出会計の中で、これは私、前から申し上げておりますが、ジェネリック医薬品の推奨ということも当然されていると思いますが、この数字の中には、対前年度比でそれを使った場合、どのような効果が出ているかということは具体的に把握されておりますか。もし把握していれば、数字的にどのくらいこれは効果があるんだということをお示しを願いたいと存じます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えいたします。

一応データとしましては、ジェネリックを出した人に差額通知を出しまして、それに対してどのぐらい効果が出るかというのは把握しているんですが、今ちょっと手元にありませんので、後で御報告いたします。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第11号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第13号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

第13号平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ743万5,000円を減額する補正となっております。

議案書のほうでは、6ページ、7ページが歳入、8ページ、9ページが歳出となっております。こちらは茨城県後期高齢者医療広域連合へ納める負担金及び納付金の確定による当該歳出とその財源となる歳入である繰入金を減額する補正となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第24号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第24号について提案者の説明を求めます。放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 議案第24号損害賠償の額を定めることについて御説明させていただきます。

本件は、平成28年12月15日、午後4時40分ごろ、牛久第二小学校児童クラブにおける不審者対応訓練後に、訓練で使用したさすまたで遊ぼうとした児童に対して、放課後対策課所属の放課後児童支援員が制止しようとした際に、過ってさすまたの先端で児童の前歯1本を欠損させ、損害を与えたことにつきまして、その賠償額として28万9,127円の金額で当事者の法定代理人と示談することになりましたので、そのことについての議会の議決を求められます。以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたしました。続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決を行います。

採決は挙手により行います。

まず、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、執行部の方は退席をされても結構です。

○須藤委員長 それでは、次に、請願第2号後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願についてを議題といたします。

請願第2号について、意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 後期高齢者の医療費の自己負担1割を2割に一律に引き上げということがされようとしておりますが、そうしますと医療の抑制に自然とつながっていってしまうのではないかと。また、早期治療によって対応している方々が逆に過剰な医療、医療費の増につながっていくのではないかとということも懸念されます。そうした意味から、そういう過剰医療の回避ということもあ

りますし、病気への予防の意識ですね、そういうのを醸成していく上でも早期に高齢者の方々が対応し、過重な負担を防ぐという、そういう方向性があるわけですから、これはぜひとも、2割負担ということは今の高齢者の生活実態から見ても、ここにもありますように、生活保護基準を下回るような世帯が全体の3割に上っているということからも負担増はすべきではないという考えのもとに、この請願に賛成をいたします。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で請願第2号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、請願第2号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案に対して採決いたします。委員長は可と採決いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時15分閉会